

世田谷区地域生活支援拠点 に係る取扱いについて (計画相談支援編)

世田谷区 障害福祉部
障害施策推進課 計画担当

世田谷区地域生活支援等事業所登録の流れ

事業所

事業所

障害施策推進課

障害施策推進課

事業所

事業所

障害保健福祉課

(1) 事業所の運営規定を変更。

地域生活支援拠点の機能を担う事業所については、運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定する必要があります。

※ 運営規定に下記条文を追加してください。

「第●条 相談、緊急時の受入れ対応及び地域の体制づくり機能を担う地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。」

(2) 障害施策推進課に「登録申請書」と「変更後の運営規定の写し」を提出。

(3) 世田谷区から登録通知書を送付。

(4) 事業所から障害保健福祉課あて変更届（運営規定変更及び地域生活支援拠点の加算の届出）及び添付資料（障害施策推進課から届いた登録通知書）を送付する。

地域生活支援拠点等に関する加算 1

<地域生活支援拠点等相談強化加算①>

■ 1. 加算の内容

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者 (以下「要支援者」という) が指定短期入所を利用する場合において、地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整 (現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む) を行った場合に所定単位数を算定する。

■ 2. 単位数

【700単位】 ※要支援者1人につき1月に4回の算定を限度とする。

地域生活支援拠点等に関する加算 1

<地域生活支援拠点等相談強化加算②>

■ 3. 加算算定の要件

(1) 運営規定において、区により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

→具体的な指定の流れはスライドP2に記載

(2) 「緊急に支援が必要な事態が生じた者」に対する支援に係る加算であるため、原則として利用者又はその家族等から要請を受けた当日、翌日又は翌々日に指定短期入所の利用を開始した場合に算定可能。

(3) 要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合に短期入所施設への連絡・調整と併せてサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該加算と併せてサービス利用支援費の算定が可能。

地域生活支援拠点等に関する加算 1

＜地域生活支援拠点等相談強化加算③＞

- 4. 加算算定に係る留意事項（算定できないケース）
 - （1）他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。
 - （2）地域定着支援サービス費と併せて算定できない。
 - （3）要支援者又はその家族等からの要請に対し、区が設置する「緊急時バックアップセンター」に対応を引き継いだ場合は算定できない。
（あくまで相談支援事業所が直接短期入所施設と受入れ調整を行った場合のみ加算の対象となる。）

地域生活支援拠点等に関する加算 1

＜地域生活支援拠点等相談強化加算④＞

■ 5. 加算算定に係る手続

- (1) 区に対し、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請を行い、認定を受けること。さらに、運営規定に区により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- (2) 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合、利用者又はその家族等から要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録すること。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、区から求めがあった場合については、提出しなければならない。

地域生活支援拠点等に関する加算 2

＜地域体制強化共同支援加算①＞

▶ 1. 加算の内容

支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に所定単位数を算定する。

▶ 2. 単位数

【2,000単位】

地域生活支援拠点等に関する加算 2

＜地域体制強化共同支援加算②＞

■ 3. 加算算定の要件

- (1) 運営規定において、区により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- (2) 当該支援を行うことについて、計画相談支援対象障害者等の同意を得ていること。
- (3) 当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス等を提供する事業者のうちいずれか3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行っていること。
- (4) 世田谷区自立支援協議会に文書により当該説明及び指導の内容等を報告していること。

地域生活支援拠点等に関する加算 2

＜地域体制強化共同支援加算③＞

■ 4. 加算算定に係る留意事項

- (1) 当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が当該加算算定に伴い得た報酬から負担することが望ましい。

地域生活支援拠点等に関する加算 2

＜地域体制強化共同支援加算④＞

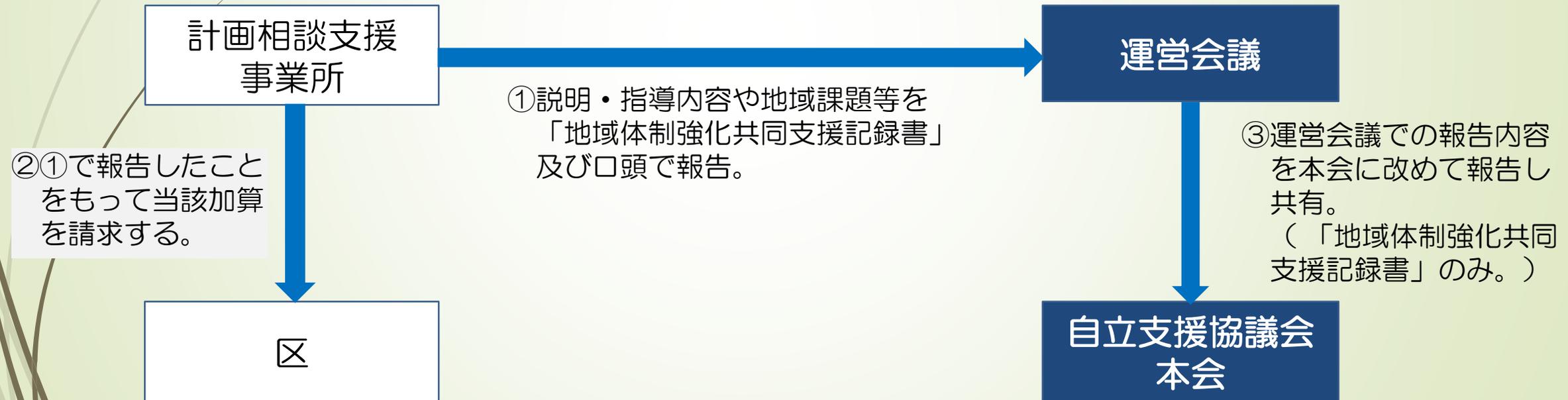
■ 5. 加算算定に係る手続

- (1) 区に対し、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請を行い、認定を受けること。さらに、運営規定に区により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- (2) 当該加算の対象となる会議を行った場合、別紙様式の項目について記録すること。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、区から求めがあった場合については、提出しなければならない。
- (3) 世田谷区自立支援協議会に文書により当該説明及び指導の内容等を報告していること。報告の流れはスライドP11のとおり

地域生活支援拠点等に関する加算 2

<地域体制強化共同支援加算⑤>

6. 世田谷区自立支援協議会への報告の流れイメージ図



地域生活支援拠点等地域生活支援拠点等認定に伴う 基本報酬の取扱いについて①

- 地域生活支援拠点として認定を受ける複数の相談支援事業所が、各々常勤専従1名以上を配置した上で協働し、24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の報酬算定を可能とする。

<具体例>

常勤専従を合計3名配置し、2つの相談支援事業所が地域生活支援拠点としてそれぞれ認定を受け、協働するケースを想定

→電話対応の時間等を事業所間で調整し、2事業所併せて24時間の連絡体制を確保した上で、3名のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している等、配置人数以外の部分でも2事業所併せて機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）の要件を満たせば、2事業所それぞれが機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）での報酬算定が可能となる。

地域生活支援拠点等地域生活支援拠点等認定に伴う基本報酬の取扱いについて②

- 協働する事業所数に制限はないため、例えば地域生活支援拠点として認定を受ける4つの事業所が協働することで、要件を満たせば4事業所それぞれが機能強化型サービス利用支援費（I）を算定することも可能になる。

＜参考：令和3年度報酬改定による計画相談支援の基本報酬＞

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	特定事業所 加算の組み込み後
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,462単位	1,464単位	1,864単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上		1,764単位	
機能強化（Ⅲ）	2名以上		1,672単位	
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,522単位	
機能強化なし			1,522単位	
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所 加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,211単位	1,213単位	1,613単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上		1,513単位	
機能強化（Ⅲ）	2名以上		1,410単位	
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,260単位	
機能強化なし			1,260単位	